

寺井土木株式会社 行動計画（第4回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 8月 1日 ～ 2027年 7月31日までの5年間

2. 内 容

目標 1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設置する。

<対 策>

- 2022年8月 ～ 所定外労働の現状を把握する。
- 2022年9月 ～ 全体会議で主旨を周知し、実施する。
- 2023年8月 ～ 1年間の実施状況を確認し、次年度の対策を検討して実施する。

目標 2：仕事にメリハリを利かせ、年次有給休暇の取得を促進する。

<対 策>

- 2022年8月 ～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2022年9月 ～ 全体会議で主旨を周知し、実施する。
- 2023年8月 ～ 1年間の実施状況、取得状況を精査して次年度の対策を検討して実施する。
以後、毎年これを繰り返す。